

多治見市立陶都中学校「いじめ防止基本方針」

1 基本的な構え

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義

(2)基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめはいつでも、どこでも、誰もが起こしえて、誰に対しても起こりえるという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常に持ち、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、全教育活動を通じていじめの防止等のための対策を行う。

(3)学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ未然防止のための取り組み

(1)本年度の重点

- 自他を公平かつ客観的に見つめる目を養うことで、自分や仲間の良さを見つけ、認めようとする心情や、自分や仲間の存在を大切にしようとする心情を育む。
- 道徳授業や日常の教育活動の中で、仲間の良さを見つけ、認める活動を増やす。
- 生徒会活動を通して、生徒個々に集団への所属感を十分に味わわせ、生徒集団に自治力・自浄能力を育む。

(2)いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

- ①学校の伝統となる価値ある活動（陶都中学校の三本柱「あいさつ 掃除 合唱」）を生徒が自主的に行うことができるよう支援し、その活動の中で生徒個々が集団への所属感を味わい、生徒集団が生徒個々を大切にできるようにする。
- ②生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

- (3)生徒一人一人に自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ①全教育活動を通して自他の生命を大切にすることを育てる。
 - ②生徒が他者と関わる表現力を培う。
 - ③人とのつながりを大切にしたい体験活動を推進する。
 - ④生徒の自尊感情を育み、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進する。
- (4)インターネットを通じて行われるいじめ防止のために保護者及び生徒に啓発活動を行う。
- (5)職員の学級経営力向上及び人権感覚を高めるための研修を行う。
- (6)対策のための組織
いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。
- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
 - ②いじめ防止に関すること。
 - ③いじめ事案に対する対応に関すること。
 - ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
 - ⑤「いじめ未然防止・対策委員会」の構成員（◎は、いじめ担当教諭として本会議の主務を担当する）
校長、教頭、◎生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭
※必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校評議員等の第三者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招聘する。

3 いじめの早期発見に向けた取組

- (1)「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見つける。（登下校指導、授業巡回、給食、掃除指導等の様々な場面で表情、言動、服装、児童生徒相互の関係性、持ち物等の変化）
- (2)変化がある生徒が見つかった場合は、情報を共有して問題の早期解決を図る。
- (3)生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
・アンケート調査 年間3回以上
（市、県の行うアンケートがある月は兼ねる）
- (4)生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談担当者を定め、生徒及び保護者に明示する。

- ・スクールカウンセラーの紹介（出勤日及び依頼方法）。
- ・いじめ相談窓口の設置。
- ・市教育相談室等関係機関の相談窓口を併せて紹介する。

4 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・いじめを察知した場合は、「いじめ未然防止・対策委員会」を開催し、すみやかに事実の有無の確認など必要な措置を講ずる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行うとともに多治見市教育委員会に報告する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともにいじめを受けた児童・生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、自分の行為を振り返る中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚すると共に、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意すると共に、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、多治見市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(2) 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、速やかに多治見市教育委員会に報告する。
- ・同種の事態発生を防止に資するため、多治見市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、多治見市教育委員会に報告すると共に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止に関すること

- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめの対応及び再発防止に関すること。

6 個人情報の取り扱い

個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから1年間保存する。